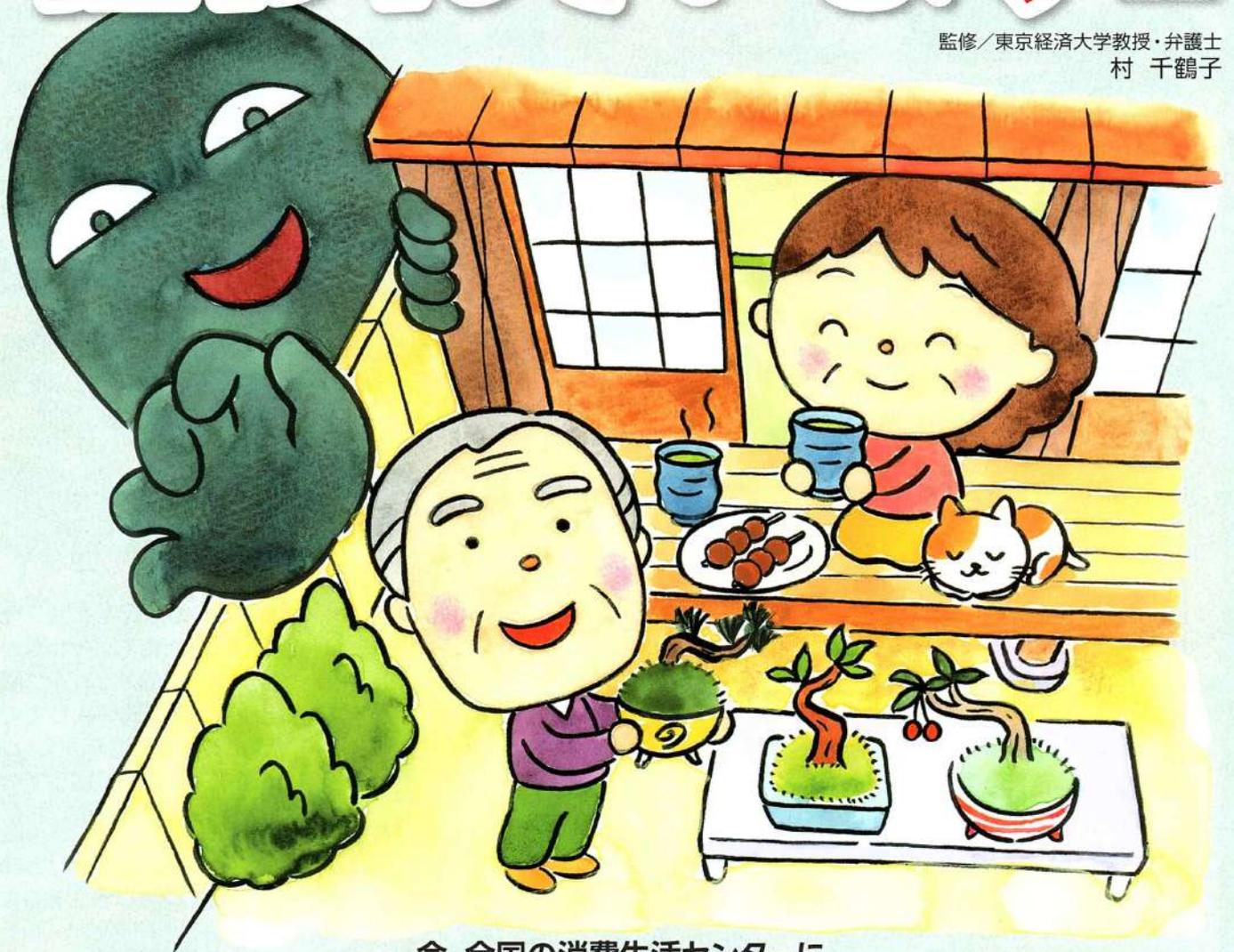


高齢者の  
みなさん  
気をつけて!

# あなたの大切な 老後の資金が 狙われています!!

監修/東京経済大学教授・弁護士  
村 千鶴子



今、全国の消費生活センターに、

高齢者のみなさんからたくさんの悪質商法被害の相談が寄せられています。

悪質業者は、高齢者の「お金」「健康」「孤独」といった不安を言葉巧みにあおり、

親切にして信用させ、大切な年金・貯蓄などの財産を狙っています。

悪質商法の被害は、決してひとつとではなく、「私は大丈夫」と思い込むのは危険です。

普段から「自分の身にも起きるかもしれない」と考えて注意するようにしましょう。

群馬県・群馬県老人クラブ連合会

あなたの周りで  
聞いたことは  
ありませんか？

# こんな言葉は危険です！

**今すぐ契約  
すれば特別に  
半額にします！**



今すぐ工事の  
契約を...

**例** 無料で耐震診断をしてくれた業者から「耐震工事をしないと地震で倒壊する」と言われ、100万円の工事見積もりを提示された。「今すぐ契約をしてくれれば半額にする。今日だけ特別」と契約を迫ってくるが…。

**ポイント**

悪質業者は、相手が家族や身近な人に相談する時間を与えないよう、「今日だけだ」「今すぐ印鑑を」とその場での契約を迫ってきます。

**無料で粗品を  
プレゼントします**



**例** 知人に「行くだけで日用品をくれる店がある」と誘われて行った。日用品をいろいろもらったが、いつの間にか無料景品が30万円もする羽毛布団に変わり、買わなきゃ損だという気になって買ってしまった。

**ポイント** 「無料でプレゼント」「無料体験」などは、すべて何か高価な物やサービスを買ってもらいたいという下心があるからです。

**見るだけでいいから**



**例** 「ただで行ける温泉旅行がある。途中で着物の展示会に寄るが、見るだけでいい」と誘われて参加した。しかし展示会場に入った途端、販売員につきっきりで着物を売り込まれ、ローンを組んで購入してしまった。

**ノルマが達成  
できなくて困っ  
ているんです**

**例** はじめは羽毛布団を売りに来た青年。買わなかったのに、その後もよく家に顔を出し、何かと親切にしてくれた。ある日その青年が「ノルマが達成できなくて困っているんです…」と言うため、お礼に契約してあげた。

**ポイント** 閉め切られた会場や自由に入出りできない場所は危険です。最初から行かないようにしましょう。



**ポイント** 必要以上に親切にしてくれるのは、契約してほしいという下心があるからかもしれません。

少しでも「おかしいな」「本当かな?」と思ったら、その場で契約

# 悪質商法・詐欺を疑いましょう!

絶対に損はしない。  
お小遣い稼ぎみたい  
なもの

**例** 知人から「エビの養殖事業に投資しないか」と誘われた。「ひと口50万円で、毎月配当がある。絶対に損はしない。年金で足りない分のお小遣い稼ぎみたいなもの」と説明され、ふた口投資したが、知人と連絡がとれなくなった。



## ポイント

絶対に損をしない投資はありません。投資話で「元本保証」「値上がり確実」などと言われたら詐欺を疑いましょう。

~のほうから来ました



**例** 「消防署のほうから来ました」と言う人に「火災警報器の設置は義務です。これを家に取り付けてください」と警報器を渡され、1万円支払った。「近所もみんな買った」と言われて信用してしまったが、後で調べると市価よりも高かった。

## ポイント

制服っぽい服装だけで信用してはいけません。また、「みんな買った」などは詐欺の常とう句です。

当選金を受け取る  
ための手数料を  
振り込んで



**例** 突然、「宝くじの当選金を受け取る権利がある」という手紙が届いた。当選金をもらうための手数料として5,000円分の定額小為替を送るように書いてあったため送ったが、その後連絡がない…。

## ポイント

応募していない抽選や購入していない宝くじが当たることはありません。

銀行に預ける  
のと同じ感覚で、  
利子が  
たくさんつく



**例** 突然かかってきた電話。「あなただけに教える素晴らしい投資商品がある。元本保証で年率10%は確実。銀行に預けるのと同じ感覚で、利子がたくさんついてお得だ」と言うが、本当だろうか。

## ポイント

投資には必ず危険が伴います。悪い面を説明しないセールスマンは悪質商法だと思ったほうがいいでしょう。

はせずに、最寄りの消費生活センターに相談しましょう!



# 悪質商法の被害にあわないための5か条



その1

**必要ないものは「買いません」とはっきり断る。**

断ることは失礼にはなりません。

その2

**簡単にドアを開けず、まずは名前と訪問の目的を聞く。**

訪問販売の販売員は、販売目的であること、社名と販売したい商品・サービスを告げる義務があります。

その3

**即断・即決は絶対ダメ! 必ず誰かに相談する。**

「今すぐ決めてください」などと迫ってきたら、断るのが安全です。

その4

**甘い言葉には裏がある。疑ってかかること。**

「簡単にもうかります」「絶対に損はさせません」などの言葉が出てきたら警戒が必要です。

その5

**一人で悩まず、身近な人や相談窓口**に相談する。

しつこい勧誘や後悔している契約などは、一人で対処しようとせず、周囲の人の協力を仰ぎましょう。

少しでも早く相談してください!



消費者ホットライン

イヤヤ!

局番なし **188**

お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。

## 群馬県消費生活センター

### ☎027-223-3001

【受付時間】日曜・祝日・年末年始を除く

〈平日〉9:00~16:30 (電話、来所) ※来所相談は予約制

〈土曜〉9:00~12:00 / 13:00~16:30 (電話のみ)